

令和 8 年 9 月 1 日

保護者各位

田原本町こども未来課

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届の提出について

このことについて、保育の認定事由に該当しているかを確認するため、下記の期限までに必要書類を提出ください。

- ・提出がない場合や月 64 時間未満の就労の場合は、利用解除の対象となります。
- ・月 120 時間を下回る就労の場合は、短時間保育に変更となります。
- ・提出書類を確認し、提出期限(9 月 30 日)までに必ず提出ください！！

※今年度新規入所児童につきましては、入所時就労要件(時間)での 6 か月継続就労確認もします。

記

1, 提出書類

1	●現況届
2	●保育施設利用に関する確認及び同意書
3	●保育を必要とすることを証明する書類 (下記 1～4 に該当する書類を父母それぞれに提出ください)
	1, 【就労証明書(父・母分)】 (自営業の場合は、確定申告書(写)等の添付必須。 詳しくは就労証明書裏面をご覧ください) 2, 【疾病・障がい状況申告書】 3, 【介護・看護状況申告書】 4, 【就学等(予定)証明書】

2, 電子申請

マイナポータルからも申請できます。ぜひご利用ください。

1, オンライン申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナポータルをインストールしたスマートフォン等
- ・必要な添付書類 1、保育施設利用に関する確認及び同意書
2、就労証明書等

2, オンライン申請の場合は、同封の紙の 現況届は提出不要です。

3, 右 QR コードを読み込んで進んでくだ さい。



※1 回の申請で3人目の児童まで一度に申込できます。

【注意事項】

- ・証明書、申告書の日付は、令和 8 年 9 月 1 日以降のものに限ります。
- ・保育を必要とすることの証明書に不備がある場合は、再提出を求める場合があります。ご了承ください。
- ・各種証明書、申告書は町の HP【子育て＞保育所(園)＞保育園・認定こども園(保育認定コース)・小規模保育所】からダウンロードします。また、詳細も同サイトでご確認ください。

3, 提出先

在園中の保育施設 事務室 (紙の現況届の場合)

4, 提出期限 (紙の現況届、オンライン申請共)

令和 8 年 9 月 30 日(水)

裏面に続く

5. その他

・転園希望の場合は、新たに新規申請が必要です。また、退園の場合は退園届を提出ください。

・添付書類(就労証明書等)について

・きょうだいで提出の場合: 下の子ども「原本」・上の子ども「写し」を添付しそれぞれに書類を提出

・令和9年度4月入所申込分(学童保育・一時預かり保育・預かり保育)に限り、複写使用可(各自でご準備ください)

・保育料の減額について

保育料決定後、以下に該当する場合は申請により減額対象となります。

対 象※	添 付 書 類
ひとり親世帯	児童扶養手当証書の写し等
在宅障がい児(者)がいる世帯	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特別児童扶養手当の受給資格を確認できるもの」「障害基礎年金証書」

※保育料が第3階層～第4b階層区分に該当する要保護家庭

【注意事項】

- ・保育料の更正は、年度を超えて遡及しません。
- ・要保護家庭へ該当後、非該当へ変更があった場合速やかに申し出てください。
- ・離婚、再婚、祖父母等との同居など家庭状況に変更がある場合や、住民税の更正を行った場合も保育料が変更になることがあります。

6. 保育所を利用できる時間(保育必要量)(参考)

保育に欠ける要件	必要量
1, 月 120 時間以上の就労の場合	標準時間
月 64 時間～120時間未満の就労の場合	短時間
2, 妊娠・出産	標準時間
3, 疾病・障がい等	標準時間 または 短時間
4, 同居家族の介護・看護	標準時間 または 短時間
5, 就学	標準時間 または 短時間
6, 求職活動	短時間
7, 災害復旧	標準時間

＜お問い合わせ＞

田原本町役場こども未来課 こども支援係 0744-33-9036 (直通)

開庁時間 **9:00～16:30**